

1 公立病院改革の基本的な考え方

人口減少や少子高齢化の急速な進展を背景に、医療需要が大きく変化することが見込まれる中で、公立病院が安定した経営の下で不採算医療や高度・先進医療等の重要な役割を担っていきけるようになるための改革。

2 第Ⅲ期県立病院改革プラン（平成28年12月策定）

- (1) 目的 地域医療構想を踏まえた、病院機能の見直しや経営改革についての経営戦略
- (2) 期間 平成28年度から令和2年までの5年間

3 第Ⅳ期県立病院改革プランの策定方針

- 県立病院は平成18年度から一般会計繰入金を交付金化（実績による繰入から5年間一定額の渡しきり運用への制度化）したことにより枠内での運営自由度は高まったが、県立病院として果たすべき役割や交付金繰入項目にふさわしい実績を上げているか検証・評価を行うため、鳥取県立病院運営評議会を設置し、県立病院改革プラン等を基に検証・評価を得ている。
- 第Ⅲ期県立病院改革プラン（以下「現行プラン」と記載。）は、公立病院改革の観点から、「公立病院改革の推進について（平成27年3月総務省自治財政局長通知。）」により、新公立病院改革ガイドラインを踏まえた上で策定している。
- 現行プランの対象期間は令和2年度で終了しており、国において令和3年度内の策定を目的に次期プランのガイドラインについて検討が進められているが、その間における指標となるべきプランを定める必要がある。
- 現行プランを基に課題や今後の運営方針等を見直し2年間（令和4年度まで）延長することで、第Ⅳ期県立病院改革プランと国が定める次期プランのガイドラインとの整合性を図るとともに途切れない病院運営の検証・評価を受ける。

4 今後の予定（想定）

- | | |
|---------|--|
| 令和3年12月 | 鳥取県立病院運営評議会 |
| 令和4年1月 | 第Ⅲ期県立病院改革プランの改訂（令和4年度までの2年間延長） |
| 3月 | 国が定める次期プランのガイドライン通知 |
| 令和5年3月 | 第Ⅲ期県立病院改革プランの計画期間終了 |
| 令和5年 | 鳥取県立病院運営評議会
第Ⅳ期県立病院改革プラン策定（令和5年度から令和9年度までの5年間）
策定後は社会情勢の変更や次期地域保健医療計画の策定状況など必要に応じて改訂 |

5 参考（国の検討状況）

「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドラインの方向性」

（令和3年12月6日開催の「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化に関する検討会」資料）

- 新プランは令和4年度又は令和5年度中に策定。令和9年度までを対象期間。名称を「改革」から「経営強化」へ改称。
- 地域医療構想の実現や地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割を踏まえ、経営強化のために必要な取組を記載。主なポイントは以下のとおり
 - 【ポイント①】機能分化・連携強化の推進
 - ・地域の中で各公立病院が担うべき役割や機能を明確化・最適化（特に、基幹病院に急性期機能を集約し、医師を確保した上で、それ以外の不採算地区病院等との連携を強化）
 - 【ポイント②】医師・看護師等の確保、働き方改革の推進
 - ・不採算地区病院等への医師・看護師等の派遣の強化 ・働き方改革の推進
 - 【ポイント③】経営形態の見直し
 - ・柔軟な人事・給与制度を通じ、医師等の確保につながる経営形態の見直し
 - 【ポイント④】新興感染症に備えた平時からの対応
 - ・①～③の取組に加え、感染拡大時に転用しやすい施設・設備の整備